



メタデータ項目	社会経営ジャーナル第4号掲載論文
題名 Title	企業の危機管理と社会的責任
作成者 Author	森田 俊一郎
雑誌名 Citation	社会経営ジャーナル, 2016, Vol.4, pp45-53
発行者 Publisher	放送大学社会経営研究編集委員会
ISSN	2188-1073
巻	Vol.4
ページ	pp45-53
発行年	2016
URL	<a href="http://u-air.net/SGJ/pub/20161101J-Morita.pdf">http://u-air.net/SGJ/pub/20161101J-Morita.pdf</a>

## 企業の危機管理と社会的責任

森田 俊一郎

## 要旨

企業における事故や不祥事は企業の危機をもたらす。経営者にとっては、その危機に直面した時どのように管理していくかが重要となる。危機管理責任とは、企業において事故や不祥事が発生した時、その対処に当たるべき者の責任の所在を明確にし、対処義務を怠った場合の責任を追及するものである。危機管理責任の根拠は、危機管理責任がどのようにして生じたか等によって第一に「社会的な根拠」、第二に「組織的な根拠」、第三に「物的な根拠」、第四に「経営者本人による根拠」という四つに区分される。そこで実際には、その四つのどの根拠に該当するかという危機管理責任の事例を探るため、2008年最高裁において、企業の危機対応に問題があったと最終判断された蛇の目ミシン株主代表訴訟とダスキン株主代表訴訟を取り上げ検討することとした。

この二つの事例研究を行った結果明らかになったことは、下級審は経営陣の責任を否定したが、反対に上級審では経営者の危機管理対応について厳しく判断し、代表取締役を含む役員全員の責任を認めた。判決において重視された根拠には二つあり、部分的には善管注意義務違反に該当するという「経営者本人による根拠」であったが、特に重視されたのは、すべて「社会的な根拠」であった。このことは、経営者本人が危機に直面した時、危機管理責任の定義の要件である「合理的になすべき

対処義務」を逸脱しないように適切に対処しなければならないことを意味するのだが、それに加えて、危機に局面した時、危機管理責任のもう一つの根拠である「社会的な根拠」の重要性を認識し、毅然としてその責任を果たすことが必要であることを意味している。

## 1 はじめに

自然災害は、自然界で生きる人間にとって避けることができないが、人災は避けることができるはずである。しかし、企業における事故や不祥事は繰り返し起きている。歯止めをかけることはできないのかという問題意識が本論文の起点にある。研究の主たる目的は、危機管理責任の根拠を探ることである。この根拠を明らかにする過程で、いくつかの重要な問題提起がなされている。それは、危機管理責任はなぜ生ずるかという点であり、またその問題点として危機管理責任はなぜ無過失であるにもかかわらず課せられるかという点も、同様に重視されている。

以下で、本論の概略を説明する。まず、なぜ危機管理責任が生ずるのかという点について説明する。本研究では、危機管理責任の根拠は、第一に「社会的な根拠」、第二に「組織的な根拠」、第三に「物的な根拠」第四に「経営者本人による根拠」という四つに区分できると考えた。そこで実際にはどこに該当するかを探るため、民事裁判で争われた二つの株主代表訴訟を取り上げ比較検討した。その結果明らかになったことは、いずれも会社の信用が失われてしまうという社会的影響、すなわち「社会的な根拠」によることが原因で生じたことが確認された。また、四つに区分される危機管理責任の根拠に照らしてどうかという点について、比較基準として①判決の根拠は何か、②経営者の対応理由は何か、③裁判において判断

された背景は何かという項目に従って分析した。その結果、二つの株主代表訴訟について前記①は、善管注意義務違反に該当する「経営者本人による根拠」であったが、他の基準では「社会的な根拠」が優勢であることが確認された。以上のことから危機管理責任の根拠として、「社会的な根拠」が重要な要素であることが結論づけられた。

## 2 危機管理責任はなぜ生ずるか

### 2-1 問題提起

第1に問題となるのは、危機管理責任はなぜ生ずるかという点である。責任というものは担うべき主体が特定されて初めて問われることになる。これについて、デービット・ボーゲル（2007）によれば「企業は個人と同等に位置づけられる。社会は個人の社会責任や、良き市民としての行動を問うのと同様に、企業の行動と行為を監視し、批判する。」(p.94)と述べている。また、首藤信彦（1990）は「アメリカ企業の場合、CEO（会長、社長）はCEOという権限を全うすべき選ばれたプロの経営者である。CEOは、危機に際しては危機を乗り切って企業を生存させることに全責任を負っている。」(p.228)と述べている。これらの指摘から、危機管理では個人と組織の両面から責任に関する問題が生じていることが理解される。

これに関連して、危機管理責任はなぜ無過失であるにもかかわらず課せられるかという点が重要である。事故や不祥事が起こった場合、企業の責任者は、「それは想定外であった。そのようなことは起きるとは考えてもみなかった。」などと言って責任を逃れようとする場合が多い。すなわち、予見できないことが起きたのだから責任はなかったと主張することがある。民法で定めている不法行為に

よる損害賠償の一般原則によれば「故意または過失によって生じた損害を賠償する責任を負う」（注1）と規定している。これは、意識的に行った行為の他、意識的ではない行為すなわち過失で行った行為についても責任を負うことを明記したものである。この原則からすれば、過失ではない行為いわゆる無過失責任は課せられないことになる。したがって、危機管理責任について無過失であっても責任を問うにはこれとは別の論理が必要になる。ハンス・ヨナス（2000）によれば「引き起こされた損害は、埋め合わされなければならない。仮に行行為者に悪意がなくとも、仮に損害が予見されず、意図されていなかったとしてもそうである。」(p.162)と述べている。これは、結果的に損害が生じたのであればそれが予見できなかったものであれ、意図的なものでなかったとしても責任を負うことを述べている。無過失であっても、責任が生ずる可能性があるという問題が存在する。

第2の問題点は、企業の事故や不祥事はなぜ繰り返されるかという点である。2011年3月11日、東日本大震災の際に発生したコスモ石油千葉製油所のタンク爆発事故や、2013年9月、問題になったみずほ銀行の暴力団への融資事案のように企業による事故や不祥事は何度となく起こっている。そしてその度に、安全対策を強化する。あるいは、経営を刷新し企業体質を立て直す等の対策が打ち出されている。武井勲（2008）によれば「日本では、いまだに何もしないということが最高の解決策という発想が残っている。都合の悪いことは何もせず、すべて先延ばしする。」(p.109)と述べ、さらに「現代の経営社会は、まず消費者が中心という時代の幕開けになりつつある。ステークホルダーの中でも、特に消費者に目を向けていかなければならない。」(p.122)と述べている。企業の危機管理が社会の影響を受けることを示唆している。



## 2-2 危機管理責任の定義と概要

危機管理について、明泰淑（2012）は、「危機事態の発生後に、対処の方法をいかにすべきかを問題とする。」(p.45)と述べ、大泉光一（2006）は、「危機の発生（緊急事態:emergency）を予知・予防することであり、万一危機が発生した場合、人的及び物的損害を最小限に食い止めるためのダメージ防止（containment damage limitation）をすることである。」(p.25)と述べている。責任（responsibility）とは、広辞苑によれば「人が引き受けてなすべき義務」（注2）と説明している。

しかし、危機管理責任については、はっきりした定義はない。そこで、危機管理責任の定義について著者は、上記の定義を複合させ、「危機的な事案が発生し、または差し迫った際に、なすべき者が、合理的になすべき対処義務」と考えることにする。この中で、第一の要件は「危機的な事案が発生し、又は差し迫った際」ということである。差し迫ったという緊迫した部分については、発生と密接な関係があるのでその要件に含まれると解したい。第二の要件は、「なすべき立場の者」である。企業の危機管理の最終責任者はその企業のトップである。企業の内部規定により危機管理責任者を決めてあればその者ということになる。第三の要件は、「合理的になすべき対処義務」である。この要件の解釈が最も重要である。合理的とは道理や理屈にかなっていることであり、その判断は、主観的なものではなく、あくまで一般常識的な考えによる客観的なものであることが必要と考える。客観的に判断された裁判の例としては、本研究の事例検討で取り上げているダスキン株主代表訴訟の第2審判決において、「食料販売会社の消費者およびマスコミへの危機対応として到底合理的なものとはいえない。」（注3）と判示している。

## 2-3 危機管理責任の根拠

危機管理責任の根拠は、危機管理責任がどのようにして生じたのか、危機対応の理由は何かという観点からみると、第一に「社会的な根拠」、第二に「組織的な根拠」、第三に「事物的な根拠」、第四に「経営者本人による根拠」の四つに分けられる。

第一の「社会的な根拠」とは、社会的影響に重きを置いたものである。ドラッカー（2008）によれば「自分たちが周りに影響を及ぼしたなら、それが意図したものであろうとなかろうとやはり責任を負わなければならない。組織が社会に与える影響に関して、経営者には確実に責任がある。」(p.390)と述べている。一般的に危機がもたらした社会的な影響が大きければ危機管理責任は大きくなり、社会的影響が小さければ危機管理責任も小さくなると考えられる。第二の「組織的な根拠」には、コーポレートガバナンス（企業統治）と内部統制がある。國廣正（2005）によれば「コーポレートガバナンスは、企業の不正行為の防止に向けた企業経営の仕組みであり、取締役会や監査などの制度面である。コンプライアンスは活動面である。」(p.158)と述べている。企業の内部統制は、危機的な事案の発生を防ぎ、発生した場合は、損害を最小限度にするため重要である。経営者には内部統制すなわち、製造リスク、流通リスクなどのリスク管理体制を構築する義務がある。第三の「事物的な根拠」とは、法的な問題であり、危険責任と並立した無過失責任とするものである。従来から無過失責任の根拠は、危険責任、報償責任、信頼責任の要素が必要であるとされるが、（注4）危機管理責任を無過失責任とする考えは、木ノ元直樹（2004）によれば「従来の責任原則では、消費者が犠牲になり公平の観念に反する。加害者の過失という主観的なものの立証は必ずしも要求されない。」(p.4)と述べている。また、ボリスタルクが主張した民事責任論の中の保障理論について石井智弥（2010）は、「保障理論

は、原則として生命、身体的完全性、物的な財の安全への権利に関し、それを侵害すること自体が不法であるとした。すなわち、法によって許されない侵害を生じさせることは、それを惹起した者に対し、彼の内面、心理状況とは独立して、その損害の賠償責任を負わせるということである。」(p.4)と論じている。この理論は無過失責任を根拠とする議論であるが、この考え方を危機管理責任に当てはめると、企業活動によって顧客等の安全の権利を侵害することは、不法であると解釈できる。第四の「経営者本人による根拠」には、善管注意義務と忠実義務等がある。善管注意義務は、民法644条に規定する受任者の注意義務の規定であり、善良な管理者とは、会社から経営を委託された取締役をさし、取締役には会社に損害を与えないようにする高度の注意義務が求められるというものである。忠実義務は、会社法355条に規定がある。取締役は株式会社のため法令や会社の定款、株主総会の議決に忠実に職務を遂行しなければならないというものである。並木俊守(1983)によれば「取締役は、誠実に、会社の最善の利益になると自己が合理的に信ずる方法によって、しかも同様な地位にある慎重な人間と同様な注意をもって遂行しなければならない。」(p.6)と述べている。これは取締役の危機管理責任のあり方について、重要な点を述べているものとして注目される。

### 3 二つの株主代表訴訟と責任論

#### 3-1 事例研究の選定基準

実際にはどの根拠に該当するかという、危機管理責任の根拠を明らかにするために、事例研究を行うこととした。事例の選定基準は、

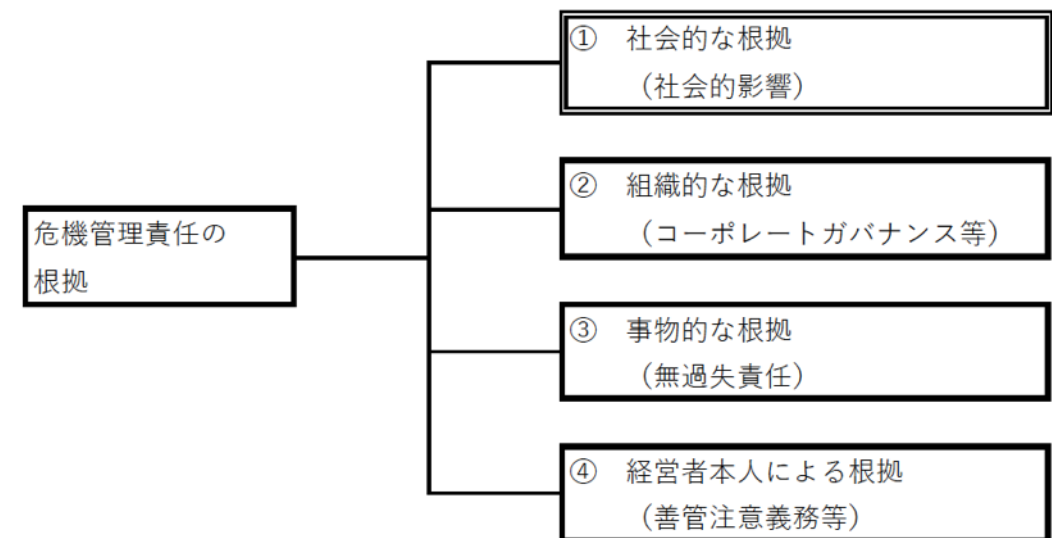
第一に、企業の危機管理に問題があったと判断されたケース

第二に、危機管理に適切な対応ができなかったため企業に巨額の損害が発生したケース

第三に、企業の経営者である取締役等の役員全員の責任が問われたケース

の事案とした。この基準に該当する民事事件の判例は、2008年いずれも最高裁が最終判断した蛇の目ミシン株主代表訴訟とダスキン株主代表訴訟である。その二つの判例を取り上げ比較検討してみたい。この判例は、企業の危機管理責任の根拠について興味深い判断を示している。

危機管理責任の根拠に関する表



筆者作成



### 3-2 蛇の目ミシン株主代表訴訟

まずは、蛇の目ミシン株主代表訴訟の事案概要と裁判の流れについて確認する。グリーンメーカー（注5）であったKは、昭和61年から蛇の目ミシン工業株式会社（以下「蛇の目ミシン」という。）の株を買い占め、その持ち株を背景に昭和62年同社の取締役就任した。Kは、同社に作成させた念書を示して暴力団に売却すると脅迫した。これに対して同社は、Kに対し、300億円の融資をした。その後もKは株式買い占め資金についての債務の肩代わりを執拗に要求した。その結果、当時の経営陣は、Kに対して同社の資産を提供するなどして約1,125億円の損害を与えたとして株主が代表訴訟を提起した。Kは、その後同社の取締役に対する恐喝事件で逮捕され、平成2年9月に同社の取締役を辞任した。

第1審の東京地裁は、Kについて蛇の目ミシンの取締役であるにもかかわらず、買い占めた多量の株式を暴力団に売却するなどして他の取締役を脅迫し、合計939億円の損害を与えた責任を負うと判断したが、同社の代表取締役等の役員についてはKの不当な要求にやむを得ず応じたとして責任を否定した。（注6）

第2審の東京高裁（H15.3.27）は、第1審と同様に役員などの責任を否定した。

最高裁（H18.4.10）は「その要求に応じて巨額の金員を融資金の名目で交付することを提案し、又は同意した取締役はやむを得なかったとその過失を否定することはできない。原判決を破棄し、東京高裁に差し戻す。」（注7）と判断し、反対に役員5人全員の責任を認めた。

差し戻し審の東京高裁（H20.4.23）は、判決理由の中で「Kに対する300億円の交付は、暴力団関係者などへ株を売却するという恐喝行為に屈することが許されるかという極めて単純な判断事項である。Kに対する対応は、大局的視野に欠け、余りにも稚拙

で、健全な社会常識とかけ離れたものであった。」（注8）と判示した。この内容は、裁判所が企業としての社会性について述べたものであると考えられる。

### 3-3 ダスキン株主代表訴訟

次に、ダスキン株主代表訴訟の事案概要と裁判の流れについて確認したい。ダスキンが運営するチェーン店の「ミスタードーナツ」は、平成12年4月から同年12月頃までの間、食品衛生法上使用が認められていない添加物（TBHQ）が含まれた大肉まん約1,300万個を販売した。同事案は平成14年5月新聞報道された。大阪府は同社に対して、中国で製造販売した大肉まんについて仕入れ及び販売を禁止することを命じた。その後、ダスキンの売り上げが低下し、「ミスタードーナツ」加盟店に対する補償などの多額の出損が生ずることとなった。このためダスキンの株主は、同社の経営陣が関係業者に口止め料を払うなどして隠蔽し、総額106億2,400億円の損害を与えたとして代表訴訟を提起した。

第1審の大阪地裁（H16.12.22）は、担当取締役に対しては、大肉まんに添加物が含まれていることを知った際、その事実を社長に報告しなかったとして5億2,955万円の支払いを命じて責任を認めたが、代表取締役等の他の役員については、販売の事実を積極的に公表するなどの措置をとらなかったことと本件出損との間に因果関係は認められないとして責任を否定した。（注9）

第2審の大阪高裁（H18.6.9）は、「自ら積極的に公表しないとの方針については、同取締役会において明示的な決議はなされたわけではないが、当然の前提として了解されていたのであるから、取締役会に出席したその他の取締役等もこの点について責任を免れない」（注10）と判示し、反対に代表取締役等役員11人全員の責任を認めた。

最高裁（H20. 2. 12）は、本件は民事訴訟法上に規定する上告理由に該当しないと判断して上告を破棄した結果、前記第2審判決が確定した。

第2審では、判決理由の中で「食品の安全確保は、食品会社に課せられた最も重要で基本的な社会的責任である。（中略）混入が判明した時点で、ダスキンは直ちにその販売を中止し、在庫を廃棄するとともに、その事実を消費者に公表するなどして販売済みの商品の回収に努めるべき社会的な責任があった。」（注11）と判示した。この内容は、裁判所が企業としての社会性について述べたものと考えられる。

### 3-4 2つの株主代表訴訟の分析

ここで二つの株主代表訴訟について、危機管理責任の根拠となる四つの区分のどこに該当するかを確認した。危機管理責任が企業内部においてどのように発生したのかについて検討し、さらに基準を定めて分析を行った。その結果前者について、蛇の目ミシン株主代表訴訟は、三段階にわたって生じたと考えられる。その第一段階は、Kが経営陣に対して役員ポストを要求した時、第二段階は同社の社長に念書を要求した時、第三段階は300億円を要求した時である。この時経営陣がとった対応は、Kの要求に応じなければ業務に支障を及ぼし社会的な信用が失墜すると考えた結果であったと考えられ、このことは「社会的な根拠」と判断される。一方、ダスキンの株主代表訴訟は、二段階に生じたと考える。第一段階は、担当取締役が関係業者から大肉まんに未認可添加物混入について指摘された時、第二段階は経営陣が公表するかどうか判断した時である。このとき経営陣がとった対応は、事実が明るみに出れば食品販売事業を営む企業としての社会的な信用を失うことを憂慮した結果であったと考えられ、このことは「社会的な根拠」と判断される。

後者について、①判決の根拠は何か、②経営陣の対応理由は何か、③裁判において最終判断された背景は何かという三項目の基準を定めて分析した。その結果、蛇の目ミシン株主代表訴訟について、上記①は、差し戻し審において、警察に届け出るなどの適切な対応をすることが期待できない状況にあったということとはできない。やむを得なかったとして過失を否定することはできず善管注意義務違反の責任を負うと判断された。これは、「経営者本人による根拠」と判断される。上記②は、暴力団関係者が蛇の目ミシンの経営に干渉すれば会社の信用が毀損され、会社そのものが崩壊してしまうと考えた結果である。このことは「社会的な根拠」と判断される。上記③は、差し戻し審において、判示した内容によると、企業が暴力団という反社会的勢力と関係を持つことは、どのような理由であれ社会的に許されないことを明確に示したものと考えられ、同判決の背景には「社会的な根拠」があったと判断される。

ダスキンの株主代表訴訟について、上記①は、第2審において、経営陣は公表を含め被害回復に向けた対応等を検討することを怠った。さらに、積極的には公表しないという方針を取締役会で承認した。それは善管注意義務違反に当たるとして責任を認めた。これは「経営者本人による根拠」と判断される。上記②は、経営陣は公表することによって企業としての信頼を失う恐れがあったのでそれを避けようとしたと考えられる。このことは経営陣の対応理由が、「社会的な根拠」と判断される。上記③は、第2審において判示した内容によると、食品会社に対する食品の安全性の確保は社会的な責任であることを明確に示したものと考えられ、同判決の背景には、「社会的な根拠」があったと判断される。



## 4 問題提起に対する説明

### 4-1 危機管理責任はなぜ生ずるか

この問題提起に対する説明は、第一に、社会的な存在として公器の役割を期待されていること。第二に、ステークホルダーに影響を及ぼし、社会不安を引き起こすこと。第三に、社会性があり重大であると考えられる。

第一については、ドラッカー（2002）によれば、「企業は社会と経済の中に存在する被創造物である。」(p.45)と述べている。鈴木幸毅他（2008）によれば「企業は株主のものであるとする株主一元論と、企業は株主ばかりではなく従業員その他のステークホルダーの利害に合致するように運用されるべきであるとするステークホルダー多元論が対峙している。」(p.42)と述べ、さらに「企業は公器である。したがって企業は社会とともに発達していくものでなければならない」(p.168)と論じている。企業は人の集合体で構成されていることからそこで働く人々に対して働き甲斐や生きがいを提供するものでなければならない。第二については、企業をめぐる社会情勢は、グローバル化、複雑化、多様化している。企業が危機的事案を起こせば多くの関係者に深刻な事態を及ぼす他、生活環境や自然環境にも大きな影響を及ぼすことがある。今や一つの企業で起こった事故や不祥事は、その企業内部の問題だけでは済まされない。危機的事案は、顧客を含むステークホルダーに直ちに影響を及ぼし、社会的な不安を引き起こす。第三については、企業が危機対応について問題があった場合、マスコミによる厳しい批判を受けるとともに裁判においても、企業の危機対応について適切であったか否か厳しく判断され巨額の賠償責任を課せられる。このように危機管理責任は社会性があり重大であると考えられる。

### 4-2 危機管理責任は無過失であるにもかかわらずなぜ課せられるか

この点については、前記2-3危機管理責任の根拠の第三「事物的な根拠」として説明されたとおり、危機管理責任は、報償責任と信頼責任の要素さらに、ボリススタルクが論じた民事責任論の中の保障理論に該当すると考えられる。

### 4-3 企業の事故や不祥事はなぜ繰り返されるか

企業の内部統制は、危機的事案の発生を防止し、発生した場合は、損害を最小限にするため重要である。内部統制について、大阪地裁（H12.9.20）は「健全な会社経営を行うには、リスク管理が欠かせず、会社が営む事業の規模と特性に応じたリスク管理体制いわゆる内部統制システムを整備することを要する。取締役は、自らが法令を遵守するだけではなく、従業員が会社の業務を遂行する際に違法な行為に及ぶことを未然に防止し、会社全体としての法令遵守経営を実現しなければならない。」（注12）と判示している。それでは内部統制に問題がなければ企業の事故や不祥事はなくなるのか。結論として企業トップを含む役員が危機的事案に直接関与していた場合は、内部統制は機能しないことがある。これが内部統制の限界である。

その理由は、第一に経営判断として行われる。第二にコーポレートガバナンスの問題がある。第三に誤った信頼解釈の問題があると考えられる。その第一は、アパマンショップ株主代表訴訟の上告審判決で最高裁（H22.7.15）は、経営判断に関して「その決定の過程、内容に著しく不合理がない限り、取締役としての善管注意義務に違反するものではない。」と判示した。企業の経営判断が正当なものとして認められるには、前記最高裁判決で示された内容に合致するものでなければならない。しかし、実際には経営陣の誤った解釈



で行われてしまう場合がある。第二のコーポレートガバナンスは、企業経営のチェック体制を明確にすることで、経営者の独断による暴走をけん制する意味がある。しかし、そのチェックシステムが有効に働いていない場合がある。奥村宏（2006）は「なぜ責任をとらないのか。それは、経営者の責任を追及する者がいないからである。会社側の示した取締役、監査役がそのまま選任される。社長に反対する監査役はいない。株主総会で会社側の提案がすべて通るからである。」(p.132)と述べている。これは、取締役会や監査役の人選に問題があることを指摘している。第三は、企業の経営者は危機的な事案に直面した時、そのことが外部に出ると会社の信用にキズが付くからできるだけ穏便にしようと考えがちである。しかし、実際にはそれとは逆に事実を隠すことが消費者等の信頼を失ってしまう。これが経営者の誤った信頼解釈の問題である。

## 5 結論

最後に、本論をまとめたい。企業の事故や不祥事に歯止めをかけることはできないかという考えから取り組んだ本研究の目的は、危機管理責任の根拠を探ることである。危機管理責任の根拠は、第一に「社会的な根拠」、第二に「組織的な根拠」、第三に「事物的な根拠」、第四に「経営者本人による根拠」という四つに区分できると考えたが、結論として著者は、第一の「社会的な根拠」によるものがこの中でも最も重要な根拠であることを主張する。その理由は、二つの株主代表訴訟を検討し、比較分析した結果、判決の中で社会的信用を守るための社会的責任が最も重視されていることが明らかになったからである。

企業経営者は、危機に直面した時、危機管理責任の根拠は、「社会的な根拠」であることを認識し、危機管理責任の定義の要件であ

る「合理的になすべき対処義務」を適切に判断する必要がある。経営者は、企業トップとしての決断を明確に示し、危機管理の最終的責任を負うという課せられた責任を毅然として果たすことにより、繰り返される企業の事故と不祥事に歯止めをかけることができると思う。

## 注

(注1) 民法709条（不法行為による損害賠償）

(注2) 広辞苑 第6版 岩波書店 2008年

(注3) ダスキン株主代表訴訟 第2審 判例タイムズ 1214号 p.151

(注4) 消費者庁「国民生活審議会資料」・「消費者被害防止・救済制度の在り方」

(注5) グリーンメーラー（greenmailer）とは、会社の株式を買い集め、高値で引き取りを迫ることを意味するグリーンメールから生じた。英語で脅迫状のことをブラックメールというが、ドル紙幣の色が緑色なのをひっかけた表現と言われる。経済新語辞典、（2002年版）日本経済新聞社発行、2001年

(注6) 蛇の目ミシン株主代表訴訟 第1審判決 判例時報 1750号 p.78

(注7) 蛇の目ミシン株主代表訴訟 最高裁判決 金融・商事判例 1249号 p.36

(注8) 蛇の目ミシン株主代表訴訟 差し戻し審 金融・商事判例 1292号 p.59

(注9) ダスキン株主代表訴訟 第1審判決 判例時報 1892号 p.136

(注10) ダスキン株主代表訴訟 第2審判決 判例時報 1979号 p.153

(注11) ダスキン株主代表訴訟 第2審判決 判例時報 1979号 p.151

(注12) 大和銀行ニューヨーク支店株主代表訴訟 (H12.9.20) 大阪地裁判決 判例時報 1721号

#### 参考文献

石井 智弥 「スタルクの民事責任論と不法行為責任の根拠」、『茨城大学人文学部紀要.社会科学論集(49):1-16』2010年  
<http://hdl.handle.net/10109/1263>

奥村 宏『会社はなぜ事件を繰り返すのか』岩波書店 2006年

大泉 光一『危機管理学総論』ミネルブア書房 2006年

木ノ元 直樹『PL法（製造物責任法）の知識とQA』法学書院 2004年

國廣 正『なぜ企業不祥事はなくなるのか』日本経済新聞社 2005年

首藤 信彦『巨大リスク時代の危機管理』講談社 1990年

鈴木 幸毅、百田 義治『企業社会責任の研究』中央経済社 2008年

武井 勲『リスクマネジメントと危機管理』中央経済社 1998年

デービットボーゲル著 小松 由紀子他訳『企業の社会的責任 (CSR) 徹底研究』オーム社 2007年

P.F.ドラッカー著 上田 惇生訳『マネジメント基本と原則』ダイヤモンド社 2002年

P.F.ドラッカー著 有賀 裕子訳者『マネジメント務め・責任・実践 II』日経BP社 2008年

並木 俊守『アメリカにおける取締役の経営責任の法理』中央経済社 1983年

ハンス・ヨナス著 加藤 尚武監訳『責任という原理』東信堂 2000年

明 泰淑「日本企業の意思決定と危機管理の現状と課題」、『産研論集No.42・43』 Sapporo University NII-Electronic Library Service 2012年